

川口周辺に住むクルド人の人たちの地位について

1 川口周辺に住むクルド人の人たちと言っても、様々な人がいます。

すでに永住者となっている人、日本人と結婚している人、「留学」の資格で学校に通っている人、就労資格で日本にいる人とその家族もいます。それなので、全て難民申請者ではありません。

2 難民申請者でも、今のところ半数かそれ以上は、在留資格を有しています。

他方、在留資格のない人たちも、少なくありません。そして、たしかに入管法70条が、オーバーステイなどに対する処罰を定めています。

しかし、在留資格のない人も、処罰対象とは限りません。

難民として庇護を求める人が、日本の空港に着いて短期滞在の申請したとき、入管が「この人は短期で帰らず難民申請をするつもりだな」と判断すると、上陸を拒否され、とんぼ返りで帰国することを命じられます（退去命令）。退去命令に従わないと、退去強制事由（入管法24条第5号の2）に当たることになり、ほとんどが空港から収容所に直行させられ、退去強制令書の発付を受けています。

仮放免となっている多くの難民認定申請者が、入管法24条5号の2該当、つまり退去命令に従わなかったことが理由で退去強制令書を受けています。彼らは、処罰対象ではありません。彼らが仮に就労しても、不法就労（入管法24条3号の4に定義があります。）にも当たりません。

では、「送還忌避者」と入管が呼ぶ人たちのうち何人がこれにあたるかというところ、入管庁はその統計がないと回答しています（福島みずほ議員2021年2月18日法務省出入国在留管理庁宛資料請求の回答2）。

2019年の1年間で、入管法24条5号の2に当たるとして76人に退去強制令書が発付されており、そのうち44人がトルコ国籍です（「e-Stat 統計で見る日本」の出入国管理統計「入国審査・在留資格審査・退去強制手続等」の年次統計19-00-43）。10年以上の間に累積した人数は、何百人にもなっていると推測できます。

このように、在留資格のない難民申請者のかなりの割合が、処罰対象でない人たちです。

3 さらに、在留資格がないこと責任を、本人に問えない場合もあります。

まず、先ほど空港で上陸拒否を受けた人たちについて説明しましたが、空港で、入管の指導によって一時庇護上陸申請（入管法 19 条の 2）をする場合もあります。この申請制度は、運用上、ほとんど許可されません。そして、不許可となった人が、更に難民申請をして帰国しないでいると、不法上陸者として扱われ、退去強制事由（入管法 24 条第 5 号の 2）に当たることになり、ほとんどが空港から収容所に直行させられ、退去強制令書の発付を受けています。

このような人たちに、不法上陸の故意を認めて処罰できるか、疑問です。違法性を認識する可能性はないと思います。

4 また、オーバーステイの責任を、本人に問えない場合もあります。

入管庁の、「難民制度の運用見直し」という 2015 年以降の方針に基づいて、オーバーステイ状態を生じている場合が増えています。在留資格を持っている難民認定申請者が、難民不認定と審査請求棄却決定を受けると、2 回目の申請をしても、また裁判をしても、同方針によって在留資格が更新されないのです。そのため、ここ数年、2 回目の難民認定申請時や申請中に在留資格を失ってオーバーステイにされる人が続出して、何百人もの数になっています。

(全難連 「法務省「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」に対する抗議声明」 (http://www.jlnr.jp/statements/2018/jlnr_statement_20181010_j_final.pdf) 参照)

中には、難民の子供で、在留資格を持って日本で就学してきた中学生、高校生が、在留資格を失われた例もあります。その様子が、2022 年の映画「マイスモールランド」で描かれています。

このような人たちは、検挙されたのでないどころか、自らオーバーステイになる気はなかったし、その日に自分がオーバーステイになるとも予期していなかったのがほとんどです。故意がない以上、処罰することはできないでしょう。

少なくとも難民申請を 2 回することは認めているのですから、入管庁も、難民申請者を処罰させるために在留資格を失わせているわけではなく、在留資格を失わせた人たちのほとんどに仮放免許可をしています。仮放免をされた人たちにつ

いて、入管法附則（平成21年7月15日法律第79号）60条1項は、その者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、許可を受けた人の情報を入管から市町村に通知することなどを求めており、一定の地位を認めています。

5 このように、在留資格のない難民申請者は、ほとんどが処罰対象ではありません。本人がルールを守らなかったために在留資格を持っていないというわけでもありません。

6 なお、そもそも一般的に難民は迫害のおそれがあるために緊急避難的に渡航することを考慮して、国際条約である難民条約の31条1項は、難民に対して、不法入国または不法滞在を理由として刑罰を科することを、原則として禁じています。入管法70条の2にも、刑の免除の規定があります。

難民申請者を、すべて在留資格のない、また処罰対象であるかのように描くことは、偽りを書いて偏見を助長することになります。

2024年3月18日

クルド難民弁護団